

財 政

1 . 予算 (令和 2 年度当初)	83
2 . 地方債 (企業債) 現在高	86
3 . 補助 (助成) 金交付状況	87
4 . 預託金運用状況	99
5 . 基金運用状況	100
6 . 決 算	102
7 . 市 税	109
8 . 市有財産 (物品、基金を除く)	112



1 予算（令和2年度当初）

（1）会計別予算総括

会 計 別		令 和 2 年 度		令 和 元 年 度		前年度との 比 較	
		予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)		
一 般 会 計		60,199,100	58.6	55,812,000	57.0	4,387,100	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	17,463,508	17.0	17,472,431	17.8	8,923	
	後 期 高 齢 者 医 療	1,995,966	1.9	1,819,282	1.9	176,684	
	介 護 保 険	14,471,582	14.1	14,545,477	14.9	73,895	
	簡 易 水 道 事 業			371,068	0.4	371,068	
	農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 事 業	95,451	0.1	100,754	0.1	5,303	
	浄 化 槽 市 町 村 整 備 推 進 事 業	50,832	0.0	48,793	0.1	2,039	
	ケ ー ブ ル テ レ ビ 事 業	22,670	0.0	22,666	0.0	4	
	診 療 所	74,961	0.1	83,518	0.1	8,557	
	久 連 子 財 産 区	281	0.0	290	0.0	9	
	椎 原 財 産 区	235	0.0	234	0.0	1	
	計	34,175,486	33.2	34,464,513	35.2	289,027	
企 業 会 計	水 道	収 益 的 支 出	496,816	0.5	484,913	0.5	11,903
		資 本 的 支 出	466,953	0.4	318,779	0.3	148,174
		小 計	963,769	0.9	803,692	0.8	160,077
	簡 水	収 益 的 支 出	254,659	0.3	0	0.0	254,659
		資 本 的 支 出	137,028	0.1	0	0.0	137,028
		小 計	391,687	0.4	0	0.0	391,687
	下 水 道	収 益 的 支 出	2,919,293	2.9	2,988,108	3.1	68,815
		資 本 的 支 出	4,138,591	4.0	3,866,548	3.9	272,043
		小 計	7,057,884	6.9	6,854,656	7.0	203,228
	計	8,413,340	8.2	7,658,348	7.8	754,992	
	合 計		102,787,926	100.0	97,934,861	100.0	4,853,065

メモ

財 政 指 標	平 成 28 年 度 決 算	平 成 29 年 度 決 算	平 成 30 年 度 決 算
財 政 力 指 数	0.49	0.49	0.50
経 常 収 支 比 率	91.90%	92.00%	93.60%
実 質 公 債 費 比 率	11.00%	10.50%	10.10%

(2) 一般会計当初予算
歳入

款 別	令和2年度		令和元年度		前年度との 比較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
1 市 税	15,658,929	26.0	15,416,577	27.6	242,352
2 地 方 譲 与 税	621,100	1.0	552,000	1.0	69,100
3 利 子 割 交 付 金	8,000	0.0	36,500	0.1	28,500
4 配 当 割 交 付 金	32,000	0.1	48,000	0.1	16,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,000	0.1	68,000	0.1	38,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,950,000	4.9	2,621,000	4.7	329,000
7 ゴルフ場利用税交付金	7,000	0.0	6,000	0.0	1,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	21,000	0.0	35,000	0.1	14,000
9 地 方 特 例 交 付 金	88,000	0.2	498,366	0.9	410,366
10 地 方 交 付 税	14,738,000	24.5	14,690,000	26.3	48,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,000	0.0	19,000	0.0	0
12 分 担 金 及 び 負 担 金	388,466	0.6	625,310	1.1	236,844
13 使 用 料 及 び 手 数 料	780,560	1.3	794,069	1.4	13,509
14 国 庫 支 出 金	9,134,198	15.2	8,368,113	15.0	766,085
15 県 支 出 金	5,094,498	8.5	4,763,408	8.5	331,090
16 財 産 収 入	69,127	0.1	96,013	0.2	26,886
17 寄 附 金	324,835	0.5	315,859	0.6	8,976
18 繰 入 金	440,330	0.7	399,617	0.7	40,713
19 繰 越 金	1,100,000	1.8	1,100,000	2.0	0
20 諸 収 入	945,357	1.6	972,168	1.7	26,811
21 市 債	7,748,700	12.9	4,331,300	7.8	3,417,400
○ 自 動 車 取 得 税 交 付 金	0	0.0	55,700	0.1	皆減
合 計	60,199,100	100.0	55,812,000	100.0	4,387,100

税目別市税額

税 目	令和2年度		令和元年度		前年度との 比較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
市 民 税	5,961,000	38.1	6,122,900	39.7	161,900
内 個 人	4,875,000	31.1	4,888,000	31.7	13,000
内 法 人	1,086,000	7.0	1,234,900	8.0	148,900
固 定 資 産 税	8,423,929	53.8	7,943,377	51.5	480,552
内 固 定 資 産 税	8,380,804	53.5	7,902,334	51.3	478,470
内 固 定 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	43,125	0.3	41,043	0.3	2,082
軽 自 動 車 税	443,000	2.8	453,100	2.9	10,100
市 た ば こ 税	818,000	5.2	883,000	5.8	65,000
入 湯 税	13,000	0.1	14,200	0.1	1,200
合 計	15,658,929	100.0	15,416,577	100.0	242,352

歳出（目的別）

款 別	令和2年度		令和元年度		前年度との比較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
1 議会費	374,165	0.6	368,305	0.7	5,860
2 総務費	8,091,667	13.5	5,559,498	10.0	2,532,169
3 民生費	23,773,679	39.5	23,374,151	41.9	399,528
4 衛生費	3,863,232	6.4	3,661,864	6.6	201,368
5 農林水産業費	3,196,251	5.3	2,923,412	5.2	272,839
6 商工費	1,991,173	3.3	1,837,372	3.3	153,801
7 土木費	4,705,494	7.8	4,791,150	8.6	85,656
8 消防費	3,109,039	5.2	2,792,399	5.0	316,640
9 教育費	4,652,994	7.7	4,150,199	7.4	502,795
10 災害復旧費	9,701	0.0	4,474	0.0	5,227
11 公債費	6,252,255	10.4	6,198,649	11.1	53,606
12 諸支出金	159,450	0.3	130,527	0.2	28,923
13 予備費	20,000	0.0	20,000	0.0	0
合 計	60,199,100	100.0	55,812,000	100.0	4,387,100

歳出（性質別）

性 質 別	令和2年度		令和元年度		前年度との比較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
人件費	9,161,535	15.2	8,401,415	15.0	760,120
扶助費	15,716,255	26.1	15,674,471	28.1	41,784
公債費	6,252,255	10.4	6,198,649	11.1	53,606
物件費	6,183,104	10.3	6,454,115	11.6	271,011
維持補修費	454,184	0.8	462,693	0.8	8,509
補助費等	6,537,753	10.9	6,651,485	11.9	113,732
積立金	260,006	0.4	253,185	0.5	6,821
出資・貸付金	531,340	0.9	518,480	0.9	12,860
繰出金	6,507,904	10.8	6,363,242	11.4	144,662
予備費	20,000	0.0	20,000	0.1	0
建設事業費	8,574,764	14.2	4,814,265	8.6	3,760,499
普通建設	6,076,100	10.1	4,763,197	8.5	1,312,903
災害復旧	2,498,664	4.1	51,068	0.1	2,447,596
合 計	60,199,100	100.0	55,812,000	100.0	4,387,100

2 地方債（企業債）現在高

（単位：千円）

区 分	平成29年度末 現在高	平成30年度			
		起債額	元金償還金	年度末現在高	
一 般 会 計	1. 普通債	39,104,807	6,525,200	3,821,343	41,808,664
	(1) 総務	806,395	82,300	210,887	677,808
	(2) 民生	475,860	97,400	64,573	508,687
	(3) 衛生	5,706,159	3,902,900	153,568	9,455,491
	(4) 農林水産業	2,603,827	327,300	274,816	2,656,311
	(5) 商工	429,911	41,300	36,026	435,185
	(6) 土木	17,755,110	1,605,500	2,153,264	17,207,346
	(7) 消防	1,317,404	49,600	139,342	1,227,662
	(8) 教育	10,010,141	418,900	788,867	9,640,174
	2. 災害復旧債	570,952	529,600	32,593	1,067,959
	(1) 単独	308,051	510,600	4,064	814,587
	(2) 補助	262,901	19,000	28,529	253,372
	3. その他	25,070,247	1,699,800	1,829,159	24,940,888
	(1) 減収補てん債	75,000	0	15,000	60,000
	(2) 減税補てん債	433,139	0	114,909	318,230
	(3) 臨時税収補てん債	0	0	0	0
	(4) 臨時財政対策債	24,562,108	1,699,800	1,699,250	24,562,658
計	64,746,006	8,754,600	5,683,095	67,817,511	
特 別 会 計	簡易水道事業債	1,424,158	98,800	99,486	1,423,472
	農業集落排水処理施設事業債	375,996	10,500	50,014	336,482
	浄化槽市町村整備推進事業債	88,388	2,600	6,498	84,490
	診療所事業債	10,537	1,300	968	10,869
	ケーブルテレビ事業債	137,413	0	39,253	98,160
	介護保険事業債	0	0	0	0
	計	2,036,492	113,200	196,219	1,953,473
企 業 会 計	上水道事業債	996,215	0	74,431	921,784
	病院事業債	3,077	0	3,077	0
	下水道事業債	23,254,398	1,768,100	1,866,299	23,156,199
	計	24,253,690	1,768,100	1,943,807	24,077,983
合 計	91,036,188	10,635,900	7,823,121	93,848,967	

3 補助（助成）金交付状況

(1) 交付基準（条理化したもの）

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金（限度）額		R元年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
			経常経費	施設整備費	件数	金額（円）			
私立幼稚園助成	幼稚園を設置する学校法人	私立幼稚園の教育振興のために必要な経費	均等割 60%	園児数割 40%	3	528,000	条例 H17. 8. 1 規則 H17. 8. 1	条例 施行規則	市民活動政 策
生ごみ堆肥化容器等設置 助成事業	家庭から排出される厨芥類を 処理する生ごみ堆肥化容器又 は生ごみ処理機を設置する市 民	堆肥化容器 電気式生ごみ処理機	1件につき、その要した経費の1/3以内 上限30万円		0	0	要綱 H17. 8. 1 現行 H30. 4. 1	要綱	環境社会推 進課
子ども医療費助成事業	医療保険各法の規定による被 保険者、被扶養者で入院又は 通院による医療を受けること も（但し、生活保護法による 保護を受けているときは対象 外）	医療費	高校3年生相当まで（令和元年10月診療分から） （満18歳到達後最初の3月31日までの間にある者） 医療費に要した一部負担金の額		27	783,346	条例 H17. 8. 1 現行 H28. 4. 1	条例 施行規則	こども未来
ひとり親家庭等医療費 助成事業	医療保険各法の規定による被 保険者又は被扶養者であり、 かつ市内に住所を有するひと り親家庭の父又は母及びそれ らの者に扶養されている児童 並びに父母のない児童（但し、 生活保護法による保護を受け ていないときは対象外）	医療費	当該支払額の2/3以内		15,162	28,382,895	規則 H17. 8. 1 現行 H25. 9. 18 要綱 H17. 8. 1 現行 H20. 3. 24	規則 事務取扱 要綱	こども未来

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R元年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
高齢者外出支援事業	次のすべてに該当する者 1 八代市内に引き継ぎ1年以上住所を有していること。 2 東町、坂本町、東陽町、泉町の全域のうち最寄りのバス停留所・乗合タクシー・停留所又は駅からキロメートル以上離れた区域に居住するものであって、次のいずれかに該当するものであること。 ア 事業実施年度の4月1日現在で65歳以上の者であって、身体障害者手帳第1種各級、療育手帳「A1」もしくは「A2」又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けているもの。 イ 事業実施年度の4月1日現在で70歳以上の者のうち、前年度の市町村民税が非課税のもの(以下「非課税高齢者」という。)であって、高齢者のみで事実上構成される世帯に属するもの。 3 市税、介護保険料、市が事業主体である使用料等に滞納がないこと	タクシンの利用料金	1人につき500円券を年間24枚交付	1	12,000	H19. 7. 1 改正 H22. 10. 1	要綱	長寿支援
軽減 社会福祉法 人による介護 保険利用 者負担の軽減 に対する 補助金交付 事業	介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第1項の規定による要介護認定又は第32条第1項の規定による要支援認定を受けた被保険者のうち特に生計困難と市長が確認した者	軽減対象サービス 介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	軽減対象費用 (1) 旧措置入所者(利用者負担5%以下の者)ユニット型個室の住居費負担 (2) 前号の者以外、介護費負担、食費負担、住居費負担 介護費負担 介護費負担、食費負担 介護費負担、食費負担、滞在費負担 介護費負担	0	0	H17. 8. 1 現行 H18. 8. 1	要綱	長寿支援

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R元年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
社会福祉法人による介護保険利用者負担軽減に対する補助金交付事業	介護保険サービスを提供した社会福祉法人が利用者負担の一部を軽減した場合 ※八代市の被保険者の利用での減免対象サービスに限る	介護老人福祉施設サービス 1 社会福祉法人が利用者負担を軽減した総額(減免総額)のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入の1%を超え10%以下の部分 2 減免総額のうち、本来負担収入の10%を超えた部分	(対象経費1)の1/2以内の金額)と(対象経費2全額)の合計	0	0	H17. 8. 1 現行 H18. 8. 1	要綱	長寿支援
高齢者及び障害者住宅改造成成事業	1 本市に継続して2年以上居住し市税、介護保険料等を完納している者 2 以下のいずれかに該当する者と同居し、若しくは同居しない場合以外は新築、増築、改築は対象としない (イ)65歳以上の高齢者であった介護保険受給者 (ロ)要支援認定を受けた者 (ハ)身体障害者手帳1級又は2級を所持する者 (ニ)療養手帳A1又はA2を所持する者 3 当該世帯の生計中心者の前年所得課税年額が、7万円以下の世帯に属する者	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護減免総額のうち、本来負担収入の1%を超えた部分 玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等の要介護高齢者が利用する部分で、その当該要介護高齢者等の利用しにくいように実施する改造に要する経費。(バキュームがない場合は新築、増築、改築は対象としない) ※事前相談必要	助成対象額の3/3 (1,000円未満は切り捨て) 上限70万円	0	0	H17. 8. 1 現行 H20. 5. 26	要綱	長寿支援 障がい者支援
重度心身障がい者医療費助成事業	重度心身障がい者で以下の全額に該当し、市長が認定した者 1 満3歳以上の者で市内に居住し、住民登録している者、又は障害者総合支援法の規定により八代市が支給決定を行うべきもの 2 医療保険法の規定による被保険者又は被扶養者	保険給付を受けないものが負担すべき額及び高齢者医療確保法に規定する一部負担金から次の各号に掲げる額を控除した額 1 自己負担額 2 高額療養費等の額 3 国、地方公共団体負担の医療費及び第三者からの賠償金分	上記以外で前年度所得課税年額が7万円以下世帯	0	0	条例 H17. 8. 1 規則 H17. 8. 1	条例 施行規則	障がい者支援
介護保険住宅改修支援事業	本市の被保険者につき住宅改修を行った居宅介護支援事業者、その他住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性を有すると認められる者	介護保険法第56条の規定に基づき居宅介護住宅改修費又は第57条の規定に基づき居宅介護住宅改修費の支給に際し、理由書を作成したものの中から、当該月に於いて居宅介護支援計画費を請求していないもの	住宅改修支援1件につき2,000円	7	14,000	H17. 8. 1	要綱	長寿支援
認知症高齢者見守りネットワーク事業	認知症により徘徊のおそれのある高齢者の同居者または介護している親族 ※高齢者と同居または介護している親族がともに本市の住民基本台帳に記録されており、市税に滞納がないこと。	GPS(全球測位システム)機能による徘徊探知機の利用に係る初期費用 ・徘徊探知機の本体の購入費 ・徘徊探知機の附属機器の購入費 ・加工手数料又は登録手数料	対象経費に相当する額(上限1万円) ※徘徊高齢者一人につき1回限り	0	0	要綱 H31. 4. 1	要綱	長寿支援
農業振興事業費補助	右の事業を実施する農業協同組合及び市長が認める団体	農業振興事業に要する経費 農業近代化施設整備事業 土地基盤整備事業 以上のほか、市長が認めた事業	予算の範囲内(国・県・補助金を含む)	農業 33事業	1,094,544,582	H17. 8. 1	要綱	農林水産政策 農業振興 農地整備
				農地整備	21	241,858,077		

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R元年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
八代産材利用促進事業	次に掲げる条件のすべてを満たす者 ①補助対象住宅の建築主であること。 ②市内に住所を有する者(助成対象住宅の新築に伴い、市内に転入する者を含む。) ③市税等の滞納がない者	①建築主自らが居住するため新築、改築、増築又はリフォーム(以下「新築等」)をすする木造住宅で市内において建築されるもの。 ②新築等に当たり市長が別に指定する構造材の木材使用材積量のうち、八代産材を80%以上使用していること。 ③新築等の施行が市内の事業者によるものであること。 ④新築においては、八代市産の量を6%以上使用していること。 ⑤新築等の契約をした日から60日以内かつ、棟上げ前に申請すること。 ⑥原則として、八代産材利用促進事業補助金交付要綱第6条の規定による交付申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、及び同要綱第9条の規定による実績報告ができるもの。	補助金の額は、次に掲げる新築等の区分に応じ算出する。(その数に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) 補助対象住宅のリフォームにあっては10万円を限度額とする。 (1)新築、改築及び増築の場合 補助対象住宅の新築、改築及び増築に係る床面積の延床積は、1,000円を乗じて得た額 (2)リフォームの場合 補助対象住宅のリフォームに係る1立方メートル単位の表示した木材使用材積数量に1万円を乗じて得た額	21	2,850,000	H21. 4. 1 改正 H25. 4. 1	要綱	水産林務
商店街近代化事業	高度化事業等をする中小企業団体等	当該事業経費	事業費の20/100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分割交付可 但し、八代市工場設置奨励条 例適用工場を除く	0	0	条例 H17. 8. 1	条例 施行規則	商工・港湾 振興課
小売商店店舗共同化事業			事業費の10/100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分割交付可 但し、八代市工場設置奨励条 例適用工場を除く	0	0	規則 H17. 8. 1		
集団化事業				0	0			
一般共同化事業				0	0			
施設共同利用事業				0	0			
その他の高度化事業等			予算の範囲内で市長が適当と認める額	0	0			
中小企業団体の結成に 対する助成	中小企業者が、中小企業団体のうち組合を組織したとき		(1組合につき10万円) + (組合員数×2,000円) の合計額の範囲内	0	0			
商店街活性化事業補助金	振興会等	【対象事業】 商店街の魅力向上を図る事業で市長が適当と認めるもの。 ただし、他の八代市補助制度に基づく補助金の交付を受けて実施するものを除く。	【対象経費】 1 会場設営費(会場借上料を含む。) 2 宣伝広告費 3 人件費及び謝礼金(商店街の構成員に対するものを除く。) 4 その他市長が適当と認めるもの	5	1,453,000	要綱 H17. 8. 1 現行 H30. 4. 1	要綱	商工・港湾 振興課
	協力団体等	【対象事業】 商店街振興組合と協力し、商店街の活性化を図るための事業で市長が適当と認めるもの。	【対象経費】 1 会場設営費(会場借上料を含む。) 2 宣伝広告費 3 その他市長が適当と認めるもの	2	200,000			
商店街連合事業	連合会等 八代商工会議所 八代市商工会	【対象事業】 2以上の商店街が連携する事業で市長が適当と認めるもの。 ただし、他の八代市補助制度に基づく補助金の交付を受けて実施するものを除く。	補助対象経費の2分の1で限度額100万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1事業につき1回限り交付する。	8	3,227,000			
		連合会等の運営に関する事業	1 人件費及び謝礼金 2 福利厚生費 3 通信運搬費、消耗品費及び印刷製本費 4 旅費 5 その他市長が適当と認めるもの	1	1,800,000			

補助事業名	対象者	対象事業	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R元年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
					件数	金額(円)			
商店街活性化事業補助金	振興会等	【対象事業】 振興会等が空き店舗を 利用しコミュニティホ ール等に活用する事業 で市長が適当と認める もの	【対象経費】 1 借家料 2 光熱水費 3 消耗品費 4 店舗の改装費 5 その他市長が適当と認めるもの	借家料、光熱水費、消耗品費及びその他市長が適当と認めるものの4分の3で限度額150万円 (予算の範囲内で交付する。)	0	0	要綱 H17. 8. 1 現行 H30. 4. 1	要綱	商工・港湾 振興課
		【対象事業】 振興会等が空き店舗を 利用しイベント等を勝 致し支援する事業で市 長が適当と認めるもの	【対象経費】 借家料(連続して10日以上又は断 続的に14日以上(週3日以上とす る。)開催するものに限る。)	店舗の改装費及びその他の補助対象経費の3分の2で限度額 300万円(予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1事業につき1回の振興会等に1回限り 交付する。	0	0			
	【対象事業】 振興会等が空き店舗を 利用し新規出店者を勝 致し支援する事業で市 長が適当と認めるもの	【対象経費】 1 借家料 2 店舗の建設費及び解体費 3 店舗の改装費 (1から3までのいずれかの経費に 限る。)	借家料の3分の1で限度額月額5万円 (予算の範囲内で交付する。) ※補助が最初になされた日から1年以内の借家料について、 6月ごとに交付する。	1	432,000				
	商店街再生 事業	【対象事業】 振興会等が既存店舗の 魅力推進及び集客方向 上を推進し支援する事 業で市長が適当と認め るもの	【対象経費】 ・ 店舗の改装費 (新規出店者誘致のための事業によ り補助金の交付を受けた店舗を除 く。)の改装費(その経費が20万 円以上のものに限る。)	市長が別途定める業種に該当する店舗の建設費の3分の1で限度 額100万円(建物の建設の前に解体を要する場合は、200万円) (予算の範囲内で交付する。) ただし、事業の完了を報告した日から6月を経過するまでの間 に店舗を閉鎖した場合は、建設費の6分の1で限度額50万円(建 物の建設の前に解体を要する場合には100万円)とする。 ※新規出店1件につき1回限り交付する。	0	0			
				店舗の改装費の3分の1で限度額60万円(店舗のうち事務所に係 るものについては、改装費の3分の1で限度額48万円)。 ただし、事業の完了を報告した日から6月を経過する日までの 間に店舗を閉鎖した場合は、改装費の6分の1で限度額 30万円(店舗のうち事務所に係るものについては、改装費の 6分の1で限度額24万円)とする。 ※新規出店1件につき1回限りとする。	4	2,385,000			
				店舗の改装費の3分の1で限度額50万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1つの既存店舗につき1回限り交付する。	0	0			

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R元年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
創業支援事業補助	<p>市内において創業若しくは第二創業又は創業後若しくは第二創業後の事業規模の拡大を行う者(企業組合、協業組合、協同組合、商工組合、有限責任事業組合、NPO法人、学校法人、宗教法人及び医療法人並びに任意の団体を除く)であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの。</p> <p>①次のいずれかに該当する者 ア 補助金の交付の申請を行う日の属する年度内に創業を行う者若しくは同日において創業の日から2年を経過しない個人事業主 イ 先代経営者から1年以内に事業を承継した者又は次条の補助事業の完了する日までに事業を承継し先代経営者が代表者を退任する予定の者</p> <p>②補助金の交付を受ける年度の末日までに、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 市長から証明書の交付を受けらる。 イ 市内を本店所在地とした法人登記を行う(第二創業又は第二創業後の事業規模の拡大を行う者に限る。) ウ 市内に本店又は主たる事業所を開設し、市内において事業を開始する。</p> <p>③3年以上継続して事業を行う見込みがある ④市報等の滞弊がない ⑤暴力団等でない ⑥過去に補助金及び八代市商店街活性化事業補助金の交付を受けていない、</p>	<p>【対象事業】 ①事業所改修事業 ②設備・備品購入等事業 ③販売促進事業 ④その他市長が適当と認める事業</p> <p>【対象経費】 ①事業所の開設に伴う外装及び内装並びに設備の設置に係る工事費用(事業所が住居を兼ねる場合は、事業所専用部分に係るものに限る。) ②事業の実施に必要な設備及び備品の購入費並びにリネース料(中古品の購入費を含み、消耗品等の購入費を除く。) ③広告伝費 バンフレット、チラシ等制作費 ホームページ作成費 ④マーケティング費用 ⑤市長が適当と認める経費</p>	<p>補助対象経費の合計額から消費税等仕入控除税額を減じて得た額に3分の2を乗じて得た額から補助対象経費に係る消費税等仕入控除税額を減じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ※20万円を上限とする。</p>	3	600,000	<p>要綱 H30. 3.23 施行 H30. 9.25</p>	要綱	商工・港湾 振興課

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R元年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課													
				件数	金額(円)																
企業経営促進事業補助	【対象要件】 工場等の投資に係る事業開始時の投下固定資産総額が1億円以上(中小企業の場合2,000万円)以上かつ以下の①②のうちいずれか1つの要件を満たすもの ①新規雇用者(雇用保険被保険者に限る)の数が5名以上(中小企業の場合：2名以上) ②地域経済牽引事業計画の興知事の承認を受けたもの ③事業の労働生産性が年平均3%以上向上するもの 【対象業種】 ①製造業、運輸業、卸売業、電気・ガス・熱供給業 ②①の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設 ③不動産業者等が①のために建設、取得する施設(土地決定済みに限る)	固定資産税の減免(対象要件①又は③を満たすもの)	【減免率】 初年度～3年度(3年間) 100/100 4年度～5年度(2年間) 50/100 事業開始時の投下固定資産総額が20億円以上で、かつ、新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他の市長が特に認める適用工場の場合は、事業開始以後3年以内に取得した固定資産も投資に係る投下固定資産とみなし減免する。	11	22,900,906	条例① H17. 8. 1 現行 H31. 4. 1 規則① H17. 8. 1 現行 H31. 4. 1 条例② H20. 6. 30 現行 H31. 4. 1 規則② H20. 6. 30 現行 H31. 4. 1	条例 施行規則	商工・港湾 振興課													
		固定資産税の課税免除(対象要件②を満たすもの)	【課税免除率】 初年度～5年度(3年間) 100/100 八代市企業経営促進条例において、適用工場の指定を受けた工場等で、地域経済牽引事業計画の興知事の承認を受けたもの。	8	70,237,792																
		工場等建設補助金(対象要件①を満たすもの)	①投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>新規雇用者数</th> <th>工場等建設補助金の額(算定式)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円以上</td> <td>10人未満</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く) ×1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10人以上40人未満</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く) ×2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40人以上</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く) ×3%</td> </tr> <tr> <td>20億円以上</td> <td>100人以上</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く) ×5%</td> </tr> </tbody> </table> ②事業開始時の投下固定資産総額が20億円以上で、かつ、新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他の市長が特に認める適用工場の場合	投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)	1億円以上	10人未満	投下固定資産総額(土地代を除く) ×1%		10人以上40人未満	投下固定資産総額(土地代を除く) ×2%		40人以上	投下固定資産総額(土地代を除く) ×3%	20億円以上	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く) ×5%	10	48,223,000	
		投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)																	
1億円以上	10人未満	投下固定資産総額(土地代を除く) ×1%																			
	10人以上40人未満	投下固定資産総額(土地代を除く) ×2%																			
	40人以上	投下固定資産総額(土地代を除く) ×3%																			
20億円以上	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く) ×5%																			
用地取得等補助金(対象要件①を満たすもの)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>新規雇用者数</th> <th>工場等建設補助金の額(算定式)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20億円以上</td> <td>100人以上</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く) ×5%</td> </tr> </tbody> </table>	投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)	20億円以上	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く) ×5%	0	0											
投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)																			
20億円以上	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く) ×5%																			
			投下固定資産総額が1億円を超えた場合、新たに取得した土地の取得価格の30/100 土地・建物の賃借に対し12カ月間に要した経費の1/2	7	56,245,000																

<p>雇用奨励金（対象要件①を満たすもの）</p>	<p>①適用工場の新規雇用者で、操業開始時の増加市民雇用数と操業開始1年後の増加市民雇用数を比較して少ない方の人数に、正社員1人当たり30万円（非正社員の場合1人当たり20万円）を乗じて得た額を雇用奨励金として交付する。</p> <p>②適用工場の新規雇用者で、操業開始時の増加市民雇用数と操業開始2年後の増加市民雇用数を比較して少ない方の人数に、正社員1人あたり20万円（非正社員を正社員として雇用した場合1人あたり10万円）を乗じて得た額を雇用奨励金として交付する。</p>	<p>9</p> <p>13,000,000</p>																				
<p>補助金限度額（固定資産税減免を除く、工場等建設補助金、用地取得等補助金、雇用奨励金の合計額の上限額）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>新規雇用者数</th> <th>工場等建設補助金の額（算定式）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円未満</td> <td>10人未満</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以上</td> <td>10人未満</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>10人以上40人未満</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20億円以上</td> <td>40人以上</td> <td>3億円</td> </tr> <tr> <td>100人以上</td> <td>6億円</td> </tr> </tbody> </table>	投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額（算定式）	1億円未満	10人未満	5,000万円	1億円以上	10人未満	1億円	10人以上40人未満	2億円	20億円以上	40人以上	3億円	100人以上	6億円					
投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額（算定式）																				
1億円未満	10人未満	5,000万円																				
1億円以上	10人未満	1億円																				
	10人以上40人未満	2億円																				
20億円以上	40人以上	3億円																				
	100人以上	6億円																				
<p>小型合併処理浄化槽設置整備事業</p>	<p>補助対象地域において住宅等に浄化槽を設置しようとする者</p>																					
<p>【対象地域】</p> <p>1 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域及び浄化槽市町村整備推進事業区域以外の地域</p> <p>2 市長が別に定める地域</p>	<p>浄化槽を設置しようとする者に融資あっせん及び利子補給を行う。</p> <p>【融資あっせん額】 工事1件につき50万円以内</p> <p>【償還方法】 36ヶ月以内の元利均等月賦償還</p> <p>【融資利率】 金融機関と協議して定めた利率</p>	<p>5人槽 332,000円</p> <p>6～7人槽 414,000円</p> <p>8～10人槽 548,000円</p> <p>単独浄化槽からの切替 10万円を加算</p> <p>住民負担軽減特別措置（坂本支所管内） 人槽×3万円</p>	<p>5人槽 31,872,000</p> <p>6～7人槽 18,216,000</p> <p>8～10人槽 2,192,000</p> <p>単独浄化槽からの切替 700,000</p> <p>住民負担軽減特別措置（坂本支所管内） 960,000</p>	<p>96</p> <p>44</p> <p>4</p> <p>7</p> <p>5</p>	<p>31,872,000</p> <p>18,216,000</p> <p>2,192,000</p> <p>700,000</p> <p>960,000</p>	<p>H17. 8. 1</p>	<p>下水道総務</p>															
<p>【対象区域】</p> <p>1 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域以外の区域</p> <p>2 市長が特に定める区域</p>						<p>H26. 4. 1</p>	<p>規則</p>															

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額		R元年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
			件数	金額(円)	件数	金額(円)			
八代市生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金交付事業	処理区域内の生活扶助世帯で、その所有に係る家屋のうち直接その世帯の生活の用に供している家屋の排水設備工事をしようとする者	生活扶助世帯の家屋の排水設備工事	予算の範囲内において市長が認定した額 (100円未満は切り捨て)		0	0	H17.8.1	規則	下水道総務
八代市下水道排水設備工事費助成金交付事業	対象区域において、既設のくみ取り便所等を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されるものを含む。)に改造する者及び汚水を排除する排水設備を設置する者	【対象区域】 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内(同法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以上の千丁処理区及び浄化処理区を除く。)	くみ取り便所からの改造工事 40,000円 みなし浄化槽からの改造工事 30,000円 合併浄化槽からの改造工事(補助金を受給していない者) 20,000円	80,000円 40,000円 30,000円 20,000円	12 79 15 6	960,000 3,160,000 450,000 120,000	H27.4.1	要綱	下水道総務
八代市水洗便所改造工事費等助成事業	対象区域において、既設のくみ取り便所等を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されるものを含む。)に改造する者及び汚水を排除する排水設備を設置する者	【対象区域】 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内(同法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以上の千丁処理区及び浄化処理区に限る。)	くみ取り便所からの改造工事 40,000円 合併浄化槽からの改造工事(補助金を受給していない者) 30,000円 合併浄化槽からの改造工事(補助金を受給している者) 20,000円	80,000円 40,000円 30,000円 20,000円	1 2 1 0	80,000 80,000 30,000 0	H17.8.1	規則	下水道総務
就学援助事業	市内に住所を有する児童・生徒の保護者で生活保護法に規定する要保護者及びこれに準ずる程度に困難している者と認められる者	学用品費等 (学用品費、通学用品費及び宿泊を伴わない校外活動費) 新入学児童生徒学用品費 修学旅行費 (学校行事として実施する社会科見学旅行を含む) 通学費 体育実技用具費 医療費(学校保健安全法第24条に定める疾病) 学校給食費 校外活動費(宿泊を伴うもの) スポーツ振興センター災害共済掛金	予算の範囲内	67,714,575 62,449,355	小学校 1,076人 中学校 697人		H17.8.1	要綱	学校教育 教育政策
社会教育施設(自治公民館)整備費補助金	自治公民館を新・増設又は修繕する地区	新築、増築、全面改築(延床面積50㎡以上) 修繕(一部改築含む)の場合は総事業費が20万円以上	総事業費の50% 延床面積が50㎡を超え150㎡以内は上限200万円 延床面積が150㎡を超えるときは上限300万円 総事業費の50% 上限50万円	0 3,704,137	0 11		H17.8.1	要綱	生涯学習

八代市中小企業信用保証料補給事業

補助対象融資制度及び補助率等

(令和元年度実績)

事業名	対象融資制度	補助実績		対象となる経費	補助率及び補助金額
		件数	金額(円)		
八代市中小企業信用保証料補給事業	八代市小口資金融資制度	14	621,719	対象融資制度を利用した場合に中小企業者が支払うべき信用保証料 (返済年数分の信用保証料を一括で支払う場合の総額)	対象経費の2分の1又は全額 (1円未満の端数を切り捨て)
	八代市中小企業経営安定特別融資制度	21	1,681,112		
	八代市中小企業大規模小売店対策特別融資制度	0	0		
	熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度	26	890,000		対象経費の2分の1 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)
	熊本県金融円滑化特別資金融資制度	0	0		対象経費の全額 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)
	熊本県創業者支援資金融資制度	6	143,637		対象経費の2分の1 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)

(2) 令和2年度団体運営補助金(当初予算)

(単位:千円)

款名	件名	金額	款名	件名	金額
総務費	交通安全指導員会助成金	380	農林水産業費	生活研究グループ連絡協議会補助金	135
	市政協力員協議会補助金	2,988		青年農業者クラブ連絡協議会補助金	63
	私立幼稚園に対する補助金(4園)	528		茶業振興協議会補助金	190
	八代人権擁護委員会協議会補助金	563		花き園芸組合助成金	142
	自衛隊協力会補助金	200		特殊農産物振興協議会助成金	95
	自衛隊父兄会補助金	200		計	625
	私立高校に対する補助金(2校)	460	商工費	商工会・商工会議所補助金	35,120
	定時制通信制教育振興会補助金	84		八代産業振興協議会補助金	700
	市小中養護学校生活指導連絡協議会補助金	77		泉観光協会補助金	1,884
	八代地区高等学校生徒指導部会補助金	29		計	37,704
	八代地区保護司会補助金	582	消防費	消防団本部運営費補助金	532
	八代地域人権教育のための推進会議分担金	1,660		消防分団運営費補助金	1,942
	八代市人権問題啓発推進協議会交付金	3,900		計	2,474
	地域協議会活動交付金	60,875	教育費	八代市小学校体育連盟補助金	115
計	72,526	八代市中学校体育連盟補助金		1,506	
民生費	八代市シルバー人材センター運営費補助金	22,575		八代市学校保健会補助金	306
	老人クラブ育成事業補助金	4,839		国指定文化財公開活用事業補助金	6,700
	八代市社会福祉協議会活動補助金	110,915		八代妙見祭活性化事業補助金	1,564
	八代市遺族連合会補助金	668		八代市文化協会補助金	547
	八代市民生・児童委員協議会助成金	8,424		市指定無形民俗文化財保存会補助金	718
	八代市盲人福祉協議会補助金	160		八代市スポーツ推進委員協議会補助金	1,359
	八代市ろう者福祉協会補助金	160		八代市体育協会補助金	6,000
	八代地域精神障害者家族会補助金	625		八代市学校人権同和教育研究会補助金	259
	八代市手をつなぐ育成会補助金	370		八代市教育研究会補助金(小学校)	651
	八代市母子寡婦福祉連合会補助金	490	八代市教育研究会補助金(中学校)	424	
計	149,226	計	20,149		
衛生費	医師会立准看護高等専修学校補助金	1,000			
	八代歯科口腔センター運営補助市補助金	582			
	八代市食生活改善推進協議会補助金	950			
	計	2,532			

4 預託金運用状況

(令和元年度実績)

款名	商				工				費				
	中小企業大規模小売店対策特別融資制度	中小企業設備近代化資金融資制度	中小企業高度化資金融資制度	中小企業団体化資金融資制度	企業誘致特別融資制度	中小企業勤労者特別融資制度	金額(千円)	金融機関	期間	利率	協調倍率		
経営安定資金	0	8,000	1,000	0	0	1,000	0	0	0	0	0	0	
金融機関	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 商工中金熊本支店 信用金庫、信用組合	商工中金熊本支店	市内各銀行 信用金庫、信用組合など	市内各銀行	九州労働金庫 八代支店	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 信用金庫 信用組合
期間	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年
利率	年0% (決済用普通預金金利)	年0%	年0%	年0%	年0%	年0%	年0%	年0%	年0%	年0%	年0%	年0%	年0%
協調倍率	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
利率	3年以内 年2.10% 5年以内 年2.20% 7年以内 年2.30%	5年以内 年2.10% 7年以内 年2.20% 10年以内 年2.30%	10年以内	10年以内	10年以内	10年以内	10年以内	10年以内	10年以内	10年以内	10年以内	10年以内	10年以内
貸付金	1企業 15,000千円以内	1企業 80,000千円以内	1組合(連合会) 200,000千円以内	1団体 100,000千円以内 1構成員 10,000千円以内	1企業 200,000千円以内 投資資本の2/3を 限度とする	1中小企業勤労者 1,500千円以内	1企業 15,000千円以内	1企業 80,000千円以内	1組合(連合会) 200,000千円以内	1団体 100,000千円以内 1構成員 10,000千円以内	1企業 200,000千円以内 投資資本の2/3を 限度とする	1中小企業勤労者 1,500千円以内	1中小企業勤労者 1,500千円以内

5 基金運用状況

区 分	設 立	H17.8.1 現在高	H26年度決算			H27年度決算		
			積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高
財 政 調 整 基 金	H17.8.1	1,730,443	1,768	0	3,517,035	1,951	0	3,518,986
減 債 基 金	H17.8.1	1,198,396	13,933	33,500	729,333	6,910	33,500	702,743
市 有 施 設 整 備 基 金	H17.8.1	2,365,952	4,515	0	4,017,509	304,429	0	4,321,938
地 域 福 祉 基 金	H17.8.1	200,000	937	300	215,407	447	300	215,554
教育文化センター建設基金	H17.8.1	616,958	1,202	0	630,514	1,198	0	631,712
八千把地区土地区画 整理事業基金	H19.3.30		46,402	68,000	118,529	5,509	81,000	43,038
坂本九州新幹線湯水等 被害対策基金	H17.8.1	130,000	73	1,325	119,329	72	1,287	118,114
敷川内環境保全用地 維持管理基金	H17.8.1	26,922	13	1,070	21,021	13	1,043	19,991
坂田道男・道太文庫基金	H17.8.1	4,000	0	0	4,000	0	0	4,000
宇野奨学基金	H17.8.1	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
安全安心まちづくり基金	H20.3.24		34	2,471	52,690	33	1,740	50,983
谷口政夫次世代育成基金	H21.3.26		39	0	30,459	40	0	30,499
ふるさと八代元気づくり 応援基金	H21.3.26		5,225	3,100	17,308	43,085	3,903	56,490
二見川湯水対策施設 維持管理基金	H21.3.9		59	1,908	39,392	58	2,754	36,696
八代文化振興基金	H23.3.29		2,475	259	7,690	2,256	1,456	8,490
まちづくり交流基金	H25.3.28		2,751	14,866	825,805	1,597	25,718	801,684
庁舎建設基金	H26.3.28		300,000	0	300,000	500,000	0	800,000
学校施設整備基金	H27.12.22		0	0	0	1,484	0	1,484
平成28年熊本地震復興基金	H30.5.31							
学校・子ども教育応援基金	H30.5.28							
国民健康保険財政調整基金	H17.8.1	867,358	3,434	880,000	173,186	2,416	175,602	0
介護保険給付費準備基金	H17.8.1	70,819	177	0	104,027	177	0	104,204
介護従事者処遇改善 臨時特例基金	H21.3.9		0	0	0	0	0	0
交通災害共済財政調整基金	H17.8.1	76,000	0	0	0	0	0	0
浄化槽市町村整備推進事業 減債基金	H17.8.1	10,193	3	0	11,629	3	0	11,633
久連子財産区基金	H17.8.1	4,902	5	121	5,176	6	275	4,907
椎原財産区基金	H17.8.1	4,742	97	65	4,426	1	205	4,222

(3月31日現在、単位：千円)

H28年度決算			H29年度決算			H30年度決算		
積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高
1,803	1,380,000	2,140,789	2,189	0	2,142,978	203,158	0	2,346,136
481	0	703,224	89	0	703,312	948	0	704,260
2,487	1,000,000	3,324,425	449	2,000,000	1,324,874	2,392	88,000	1,239,266
1,601	403	216,752	572	454	216,870	1,322	3,671	214,521
829	0	632,541	1,281	143,957	489,865	660	115,560	374,965
102,455	123,101	22,392	97,066	88,683	30,774	56,699	20,719	66,754
102	1,555	116,661	50	1,255	115,456	156	1,244	114,368
5	1,108	18,888	5	1,169	17,724	14	1,549	16,189
0	0	4,000	0	0	4,000	0	0	4,000
0	0	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
32	1,130	49,885	19	1,019	48,885	66	611	48,340
40	0	30,539	20	0	30,559	41	0	30,600
234,923	158,932	132,481	65,151	56,717	140,915	104,655	75,540	170,030
55	1,642	35,109	56	1,765	33,400	46	1,457	31,989
2,050	4,260	6,280	1,670	1,363	6,587	1,617	1,299	6,905
1,251	31,930	771,005	538	39,588	731,955	986	148,727	584,214
500,611	0	1,300,611	1,844	0	1,302,455	21,782	0	1,324,237
1	0	1,485	141	0	1,626	449	0	2,075
			280,042	0	280,042	377	3,112	277,307
			10,000	0	10,000	5,827	1,422	14,405
300	300	0	0	0	0	0	0	0
177	0	104,381	191	0	104,572	47	0	104,619
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	4,100	7,536	3	2,500	5,039	7	2,600	2,446
2	250	4,659	1	149	4,511	6	118	4,399
36	262	3,996	2	238	3,760	5	99	3,666

土地開発基金 (H17.8.1設立)

R2.4.1現在高	現金	不 動 産			
		土 地		建 物	
	(千円)	(㎡)	(千円)	(㎡)	(千円)
	1,489,438	4,046	72,041	0	0

年 度	積立金 (千円)	運 用 額		年 度 末 現 在 高				
		収 入 (千円)	支 出 (千円)	現 金 (千円)	不 動 産		建 物 (㎡)	(千円)
					土 地 (㎡)	(千円)		
H21	3,069	403,174	0	1,347,372	14,544.47	212,458	0	0
H22	2,445	412,653	38,025	1,353,956	12,510.47	208,319	0	0
H23	1,744	41,400	0	1,397,100	9,906.47	166,919	0	0
H24	1,454	45,216	0	1,443,771	7,021.47	121,703	0	0
H25	1,017	38,025	0	1,482,813	4,491.47	83,678	0	0
H26	1,018	0	0	1,483,831	4,491.47	83,678	0	0
H27	1,127	0	0	1,484,958	4,491.47	83,678	0	0
H28	1,352	0	0	1,486,310	4,046.47	83,678	0	0
H29	1,011	0	0	1,487,321	4,046.47	72,041	0	0
H30	2,117	0	0	1,489,438	4,046.47	72,041	0	0

6 決 算

(1) 財政規模(各会計歳入歳出総括)

会 計	年 度 区 分	H26			H27		
		収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額
一 般 会 計		59,643,429	57,874,152	1,769,277	62,178,323	60,642,824	1,535,499
特 別 会 計		34,551,062	34,458,500	92,562	37,274,236	37,386,616	-112,380
	国 民 健 康 保 険	18,488,083	18,479,955	8,128	20,906,112	21,240,717	-334,605
	老 人 保 健 医 療	-	-	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	1,647,241	1,614,159	33,082	1,638,765	1,607,641	31,124
	介 護 保 険	13,486,393	13,435,243	51,150	13,855,108	13,664,238	190,870
	八 代 圏 域 介 護 認 定 審 査 事 業	-	-	-	-	-	-
	簡 易 水 道 事 業	342,738	342,736	2	341,381	341,350	31
	交 通 災 害 共 済 事 業	-	-	-	-	-	-
	日 奈 久 温 泉 施 設	-	-	-	-	-	-
	農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 事 業	109,768	109,768	0	112,161	112,161	0
	浄 化 槽 市 町 村 整 備 推 進 事 業	59,459	59,459	0	55,249	55,249	0
	ケ ー ブ ル テ レ ビ 事 業	341,595	341,595	0	287,262	287,262	0
	診 療 所	75,297	75,297	0	77,512	77,512	0
	久 連 子 財 産 区	226	126	100	380	280	100
	椎 原 財 産 区	262	162	100	306	206	100

(単位：千円)

H28			H29			H30		
収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額
65,105,799	61,816,437	3,289,362	70,571,921	66,002,184	4,569,737	66,408,570	65,086,217	1,322,353
36,499,646	36,563,006	-63,360	37,405,776	37,135,386	270,390	34,612,617	34,113,399	499,218
19,802,605	20,298,404	-495,799	20,268,845	20,666,047	-397,202	17,207,136	17,631,993	-424,857
-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,640,053	1,608,176	31,877	1,691,629	1,658,804	32,825	1,746,320	1,711,203	35,117
14,341,050	13,952,039	389,011	14,786,602	14,152,146	634,456	15,072,424	14,183,666	888,758
-	-	-	-	-	-	-	-	-
325,435	314,084	11,351	368,768	368,657	111	312,484	312,484	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
105,132	105,132	0	108,874	108,874	0	101,920	101,920	0
57,378	57,378	0	54,809	54,809	0	51,331	51,331	0
149,478	149,478	0	46,866	46,866	0	44,987	44,987	0
77,765	77,765	0	78,794	78,794	0	75,586	75,586	0
352	252	100	250	150	100	224	124	100
398	298	100	339	239	100	205	105	100

(2) 決算概況

(単位：千円)

事 項		年 度			
		H27	H28	H29	H30
歳 入	市 税	14,375,013	14,554,788	15,065,557	15,158,269
	地 方 譲 与 税	524,235	521,096	518,829	521,405
	利 子 割 交 付 金	17,158	11,577	21,379	20,224
	配 当 割 交 付 金	62,145	26,766	29,860	39,055
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,995	19,534	43,002	30,657
	地 方 消 費 税 交 付 金	2,503,398	2,226,864	2,324,752	2,401,832
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	5,878	5,537	6,825	6,572
	自 動 車 取 得 税 交 付 金	67,458	83,772	120,715	117,591
	地 方 特 例 交 付 金	44,852	50,784	54,864	63,163
	地 方 交 付 税	17,468,885	17,239,264	16,112,378	15,336,907
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	22,396	19,779	16,922	15,146
	分 担 金 及 び 負 担 金	872,637	827,654	849,179	822,019
	使 用 料 及 び 手 数 料	772,599	762,400	793,804	793,698
	国 庫 支 出 金	9,598,543	11,158,840	12,222,114	8,964,129
	県 支 出 金	4,950,601	5,753,835	6,869,119	7,026,646
	財 産 収 入	54,078	148,903	196,280	151,533
	寄 附 金	58,376	341,069	199,065	339,348
	繰 入 金	152,701	2,704,061	2,335,970	462,912
	繰 越 金	1,769,276	1,535,499	3,289,362	4,369,737
	諸 収 入	2,081,899	1,034,377	1,264,245	1,013,127
地 方 債	6,723,200	6,079,400	8,237,700	8,754,600	
歳 入 総 額 (A)	62,178,323	65,105,799	70,571,921	66,408,570	
歳 出	人 件 費	8,155,408	8,204,681	8,188,238	8,270,043
	扶 助 費	14,799,669	15,610,688	15,785,819	15,348,610
	公 債 費	6,662,857	6,283,005	6,113,125	6,132,388
	物 件 費	5,687,379	6,221,048	6,712,154	5,797,712
	維 持 補 修 費	447,206	483,863	468,420	448,341
	補 助 費 等	8,785,894	6,622,703	6,707,223	6,647,248
	積 立 金	862,382	848,726	461,181	201,194
	投 資 ・ 出 資 金 ・ 貸 付 金	548,786	665,930	546,226	600,208
	繰 出 金	6,033,441	6,107,144	6,060,454	6,232,121
	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0	0	0
	投 資 的 経 費	8,659,802	10,768,649	14,959,344	15,408,352
	うち 普 通 建 設 事 業 費	8,192,530	9,769,220	14,520,835	14,661,277
	災 害 復 旧 費	467,272	999,429	438,509	747,075
失 業 対 策 事 業 費	0	0	0	0	
歳 出 総 額 (B)	60,642,824	61,816,437	66,002,184	65,086,217	

事 項 \ 年 度	H27	H28	H29	H30
歳入歳出差引額 (C) (A) - (B)	1,535,499	3,289,362	4,569,737	1,322,353
翌年度へ繰越すべき財源 (D)	89,480	2,049,304	2,873,916	171,763
実質収支 (E) (C) - (D)	1,446,019	1,240,058	1,695,821	1,150,590
単年度収支 (F)	148,654	354,615	455,763	545,230
積立金 (G)	1,951	1,803	2,189	3,158
繰上償還金 (H)	0	0	0	0
積立金取りくずし額 (I)	0	1,380,000	0	0
実質単年度収支 (J) (F) + (G) + (H) - (I)	146,703	1,732,812	457,952	542,072
基準財政収入額	12,660,848	12,908,971	13,177,535	13,444,712
基準財政需要額	26,044,587	26,445,336	26,600,928	26,677,553
標準財政規模	34,217,497	33,524,497	33,206,970	32,938,875
財政力指数	0.480	0.490	0.490	0.500
実質収支比率 (%)	4.2	3.7	5.1	3.5
経常一般財源比率 (%)	98.8	98.6	99.4	98.8
実質公債費比率 (%)	11.9	11.0	10.5	10.1
積立金現在高 (財調等特定目的)	11,358,402	9,503,067	7,628,277	7,566,561
地方債現在高 (政府・その他)	62,033,367	62,287,529	64,893,956	67,926,540
債務負担行為額	24,276,542	22,587,876	14,941,684	18,700,111

基準財政収入額以降は、地方財政状況調査表に基づく

(3) 市税収入額 (現年分)

(単位：千円)

項・目 \ 年 度	H28	H29	H30
市 民 税	5,649,720	5,941,288	5,984,000
個 人	4,621,036	4,800,058	4,838,089
法 人	1,028,684	1,141,230	1,145,911
固 定 資 産 税	7,620,882	7,856,166	7,901,015
固 定 資 産 税	7,576,861	7,813,837	7,859,302
交 付 金	44,021	42,329	41,713
軽 自 動 車 税	383,587	402,293	414,713
市 た ば こ 税	885,188	851,336	844,830
鉱 産 税	0	0	0
入 湯 税	15,412	14,474	13,711
特別土地保有税	0	0	0
合 計	14,554,789	15,065,557	15,158,269

(4) 目的(款)別歳出

年 度	H26		H27		
	区 分	決 算 額 (千円)	構 成 比 率 (%)	決 算 額 (千円)	構 成 比 率 (%)
1	議 会 費	437,550	0.76	434,220	0.72
2	総 務 費	5,105,998	8.82	5,495,138	9.06
3	民 生 費	21,116,936	36.49	21,982,195	36.25
4	衛 生 費	3,911,796	6.76	4,427,738	7.3
5	農 林 水 産 業 費	5,430,398	9.38	3,679,932	6.07
6	商 工 費	1,344,887	2.32	2,879,038	4.75
7	土 木 費	5,583,982	9.65	5,660,182	9.33
8	消 防 費	2,261,947	3.91	2,749,441	4.53
9	教 育 費	5,802,640	10.03	5,854,235	9.65
10	災 害 復 旧 費	57,960	0.1	464,480	0.77
11	公 債 費	6,790,425	11.73	6,656,375	10.98
12	諸 支 出 金	29,633	0.05	359,850	0.59
13	予 備 費	0	0.00	0	0.00
	合 計	57,874,152	100.00	60,642,824	100.00
	主な施策	携帯電話等工リア整備事業 代陽小学校校舎解体事業 松高小学校校舎増築事業 泉第三小学校体育館解体事業 宮地小学校体育館耐震改修事業 太田郷小学校校舎耐震改修事業 高田小学校校舎耐震改修事業 二見小学校体育館耐震改修事業 坂本中学校柔剣道場解体事業 第七中学校校舎耐震改修事業 養護学校校舎・体育館改築等事業 第四中学校体育館改築事業 第一中学校校舎耐震改修事業 八千把小学校校舎耐震改修事業 図書館施設整備事業 第二中学校校舎耐震改修事業		第六中学校校舎耐震改修・体育館 改築事業 千丁小学校校舎耐震改修事業 南部幹線整備事業 環境センター建設事業 龍峯公園整備事業 東陽中学校耐震改修事業 松高小学校校舎増築事業 第一中学校校舎耐震改修事業 松高小学校校舎耐震改修事業 西片西宮線整備事業 龍峯小学校校舎・体育館耐震改修事業 太田郷小学校校舎耐震改修事業 金剛小学校校舎改築事業 八の字線整備事業 第四中学校校舎耐震改修事業 日奈久小学校校舎耐震改修事業	

H28		H29		H30	
決算額 (千円)	構成比率 (%)	決算額 (千円)	構成比率 (%)	決算額 (千円)	構成比率 (%)
391,249	0.63	371,848	0.56	366,438	0.56
5,942,725	9.61	5,533,261	8.38	6,131,990	9.42
22,985,510	37.18	23,194,188	35.14	22,982,939	35.31
6,501,606	10.52	9,480,716	14.37	10,050,041	15.44
3,731,816	6.04	5,252,791	7.96	5,393,940	8.29
1,625,601	2.63	1,584,408	2.4	1,617,520	2.49
5,839,838	9.45	6,173,692	9.35	5,488,137	8.43
2,024,519	3.28	2,248,203	3.41	2,110,048	3.24
4,773,907	7.72	4,610,278	6.99	4,495,385	6.91
1,473,722	2.38	1,089,713	1.65	202,603	0.31
6,283,006	10.16	6,113,125	9.26	6,132,388	9.42
242,938	0.4	349,961	0.53	114,788	0.18
0	0.00	0	0.00	0	0
61,816,437	100.00	66,002,184	100.00	65,086,217	100.00
環境センター建設事業 南部幹線整備事業 西片西宮線整備事業 八の字線整備事業 東西アクセス線整備事業 第三中学校体育館・武道場 非構造部材耐震改修事業 鏡中学校体育館・武道場 非構造部材耐震改修事業 松高小学校体育館 非構造部材耐震改修事業 太田郷小学校体育館 非構造部材耐震改修事業 高田小学校体育館 非構造部材耐震改修事業 第一中学校体育館 非構造部材耐震改修事業 泉第八小学校体育館 非構造部材耐震改修事業 泉第八小学校教職員住宅新設事業 太田郷幼稚園非構造部材耐震改修事業 代陽幼稚園非構造部材耐震改修事業	環境センター建設事業 仮設庁舎等リース事業 南部幹線整備事業 新庁舎建設事業 東西アクセス線整備事業 商工施設災害復旧事業 同報系防災通信システム整備事業 総合体育館・東陽スポーツセンター耐震 改修事業 西片西宮線整備事業	環境センター建設事業 防災行政無線整備事業 小学校空調設備設置事業 中学校空調設備設置事業 東西アクセス線整備事業 西片西宮線整備事業 南部幹線整備事業 民俗伝統芸能伝承館(仮称)整備事業 新庁舎建設事業 仮設庁舎等リース事業 庁舎解体等事業			

(5) 節別歳出

(単位：千円)

節	年度	H26	H27	H28	H29	H30
1	報酬	508,634	536,390	488,462	487,775	474,368
2	給料	3,720,594	3,758,240	3,773,788	3,823,410	3,835,379
3	職員手当等	2,609,992	2,872,422	3,047,779	2,951,470	2,994,386
4	共済費	1,489,371	1,496,115	1,407,843	1,469,924	1,480,356
5	災害補償費	1,981	2,814	1,313	1,960	1,319
6	恩給及退職年金	1,539	1,381	594	594	594
7	賃金	443,735	571,956	570,001	568,127	558,017
8	報償費	195,456	118,446	237,103	167,900	218,507
9	旅費	77,280	87,942	72,884	75,909	74,699
10	交際費	959	1,449	1,053	922	1,100
11	需用費	1,605,458	1,785,413	1,947,798	1,763,995	1,479,169
12	役務費	297,046	280,794	297,447	316,327	276,575
13	委託料	8,000,866	9,156,918	9,224,803	9,729,272	4,591,737
14	使用料及び賃借料	469,052	468,278	532,095	617,551	625,448
15	工事請負費	4,806,114	4,632,528	6,738,340	9,844,349	9,375,494
16	原材料費	64,300	58,540	58,019	53,465	39,103
17	公有財産購入費	279,127	405,847	27,119	97,065	74,044
18	備品購入費	247,738	202,723	291,116	288,556	252,492
19	負担金補助及び交付金	9,705,958	9,928,034	8,995,005	10,110,609	14,969,249
20	扶助費	9,180,967	9,669,528	9,946,682	10,125,175	9,961,852
21	貸付金	509,970	521,760	637,090	527,757	516,980
22	補償・補てん及び賠償金	337,513	195,605	154,093	184,276	517,498
23	償還金・利子及び割引料	6,978,610	6,844,381	6,449,539	6,263,109	6,348,534
24	投資及び出資金	0	0	0	0	0
25	積立金	380,447	870,209	850,078	462,189	203,311
26	寄附金	0	0	0	0	0
27	公課費	6,245	5,380	6,068	15,310	8,798
28	繰出金	5,955,200	6,169,731	6,060,325	6,055,188	6,207,208
合	計	57,874,152	60,642,824	61,816,437	66,002,184	65,086,217

7 市 税

(1) 税 率

普通税

ア 市民税

a 均等割

個人 年額3,500円（平成26年度から）

法人

法人市民税税率

（R2.4.1現在）

資本準備金等の額 ¹	従業員数	均等割額 (千円)
1千万円以下	50人以下	60
	〃 超	144
1千万円超 1億円以下	50人以下	156
	〃 超	180
1億円超 10億円以下	50人以下	192
	〃 超	480
10億円超 50億円以下	50人以下	492
	〃 超	2,100
50億円超	50人以下	492
	〃 超	3,600

¹但し、資本金等の額または調整後の資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は資本金と資本準備金の額とする

b 所得割又は法人税割

() 個人

課税総所得金額	税 率	
	18年度まで	19年度以降
200万円以下の金額	3%	} 一律6%
700万円以下の金額	8%	
700万円を超える金額	10%	

() 法人 8.4%（令和元年9月30日以前に開始した事業年度は12.1%）

イ 固定資産税 100分の1.6（平成27年度から）

ウ 軽自動車税種別割（年額）（平成28年度から）

a 原動機付自動車

- () 総排気量が0.05 以下のもの、又は定格出力が0.6kw以下のもの
(を除く) 2,000円
- () 二輪のもので総排気量が0.05 を超え0.09 以下のもの、又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円
- () 二輪のもので総排気量が0.09 を超えるもの、又は定格出力が0.8kwを超えるもの 2,400円
- () 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ輪距が0.5メートル以下及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く）で排気量が0.02 を超えるもの、又は定格出力が0.25kwを超えるもの 3,700円

b 軽自動車及び小型特殊自動車

() 軽自動車

二輪のもの(側車付を含む)

3,600円

車種区分			税額(年額)		
			平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

グリーン化特例を適用した場合の税率

区分				グリーン化特例適用税率 (令和2年度のみ)		
				25%軽減	50%軽減	75%軽減
軽自動車	三輪			3,000円	2,000円	1,000円
	四輪以上	乗用	自家用	8,100円	5,400円	2,700円
			営業用	5,200円	3,500円	1,800円
		貨物用	自家用	3,800円	2,500円	1,300円
			営業用	2,900円	1,900円	1,000円

令和元年10月1日より、軽自動車を取得した際に課税される自動車取得税に代わり、軽自動車税環境性能割が導入されています。

() 小型特殊自動車

農耕作業用自動車(刈取脱穀作業用自動車を含む)

2,400円

その他のもの

5,900円

c 二輪の小型自動車

6,000円

工 市たばこ税 令和2年9月30日まで1,000本につき5,692円(令和2年10月1日から6,122円)

オ 鉱産税 100分の1(ただし、課税標準額が200万円以下の場合は100分の0.7)

目的税

ア 入湯税(1人1日につき)

a 宿泊の場合150円(特に市長が認めるものについては30円)

b 宿泊しない場合、又は引き続き3日以上滞在の場合50円

イ 国民健康保険税

a 基礎課税

() 所得割 100分の10.6

() 均等割 被保険者1人につき 29,600円

() 平等割 1世帯につき 22,000円

b 後期高齢者支援金(等)課税

() 所得割 100分の3.3

() 均等割 被保険者1人につき 9,300円

() 平等割 1世帯につき 6,900円

c 介護納付金課税(40歳以上65歳未満の第2号被保険者)

() 所得割 100分の2.7

() 均等割 第2号被保険者1人につき 14,900円

(2) 市民税の課税標準額段階別税額

令和元年7月1日現在

課税標準額の段階等		令和元年度			
		課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	納税義務者数	
個人	均等割 (A)		206,843	59,098	
	所得割	10万円以下の金額	1,779,263	35,796	2,923
		10万円超 100万円	12,511,109	670,723	21,959
		100万円 " 200万円	20,865,899	1,166,291	14,630
		200万円 " 300万円	15,055,384	855,567	6,098
		300万円 " 400万円	11,147,589	652,545	3,200
		400万円 " 550万円	6,672,898	391,076	1,452
		550万円 " 700万円	2,451,345	142,969	396
		700万円 " 1,000万円	3,061,713	176,400	368
		1,000万円を超える金額	8,786,251	504,493	453
		計 (B)	82,331,451	4,595,860	51,479
	内訳	給与所得	67,462,086	3,839,024	42,092
		営業等所得	3,736,100	214,124	1,873
		農業所得	2,292,473	132,052	974
その他の所得		5,097,410	285,887	6,167	
分離(譲渡所得等)		3,743,382	124,773	373	
法人	均等割 (C)		399,989	3,295	
	法人税割 (D)		748,357	3,295	
合計 (A) + (B) + (C) + (D)			5,951,049	117,167	

課税標準額の段階等は総務省の「市町村税課税状況等の調」の区分による。

8 市有財産（物品、基金を除く）

（金額単位：千円）

年 度		H 29		H 30		R 1	
項 目	面積	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)
	本 庁 舎		23,795.58	13,795.63	23,795.58	13,795.63	23,795.58
その他の 行政機関	警察（消防）施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他の施設	44,606.60	15,028.53	44,606.60	15,028.53	44,606.60	15,028.53
公共用 財 産	学 校	867,424.65	217,197.71	867,424.65	217,197.03	867,424.65	217,207.72
	公 営 住 宅	189,653.37	75,912.28	189,653.37	75,790.46	189,653.37	75,615.86
	公 園	620,221.06	4,628.30	620,345.06	4,670.70	620,459.46	4,670.19
	その他の施設	2,207,275.14	195,011.21	2,211,116.39	214,402.48	2,084,961.68	183,367.84
山 林		8,087,839.18	0.00	8,087,839.18	0.00	5,991,765.24	0.00
普 通 財 産		919,362.21	14,048.32	918,175.55	14,048.32	925,184.38	15,806.67
計		12,960,177.79	535,621.98	12,962,956.38	554,933.15	10,747,850.96	511,696.81
県漁業信用基金協会出資証券			4,200		4,200		4,200
八代森林組合出資金			24,926		24,926		24,926
県信用保証協会出捐金		119,100		119,100		119,100	
県農業信用基金協会出資証券			13,230		13,230		13,230
県農地管理公社出捐金		1,070		1,070		1,070	
県農業公社出資証券			340		340		340
県中小企業振興公社出資証券		1,390		1,390		1,390	
県い業経営安定基金協会出資証券		74,890		74,890		74,890	
八代市学校給食会出捐金		5,000		5,000		5,000	
県栽培漁業協会出捐金		10,296		10,296		10,296	
県農業後継者育成基金出資金		9,911		9,911		9,911	
八代中高年齢労働者福祉センター - 出捐金		2,000		2,000		2,000	
(財)県林業従事者育成基金出捐金		21,070		21,070		21,070	
八代市土地開発公社出資金		3,000		3,000		3,000	
県角膜腎臓バンク協会出捐金		7,800		7,800		7,800	
県暴力追放協議会出捐金		3,610		3,610		3,610	
県林業公社出資金		400		400		400	
県さわやか長寿財団出捐金		7,460		7,460		7,460	
県雇用環境整備協会出捐金		17,600		18,600		18,600	
パイオ研究開発基金出捐金		1,000		0		0	
八代市社会福祉事業団基本財産出資金		3,000		3,000		3,000	
八代市社会福祉事業団運用財産出資金		3,500		3,500		3,500	
熊本開発研究センター出捐金		287		287		287	
八宇農林水産振興協議会出捐金		460		0		0	
砂防フロンティア整備機構出資金		102		102		102	
県環境整備事業団出捐金		87		87		87	
地方公共団体金融機構出資金		11,000		11,000		11,000	
株 券		346,729		346,269		346,269	

第三セクター（本市出資割合50%以上の会社法法人のみ記載）

法人名	設立年月日	資本金	市出資額	市出資比率
さかもと温泉センター株式会社	平成8年4月1日	(千円) 86,450	(千円) 60,000	(%) 69.40
株式会社東陽地区ふるさと公社	平成16年11月1日	50,000	50,000	100.00
株式会社いずみ	平成10年4月1日	55,000	50,000	90.90

